

第 16 回
浜坂町・温泉町
合併協議会会議録

平成 17 年 2 月 9 日

浜坂町・温泉町合併協議会

第16回浜坂町・温泉町合併協議会 会議録

日 時 平成17年2月9日(水) 午後1時30分～午後4時30分
場 所 温泉町 夢ホール

※出席者

協議会委員(計20名)

浜坂町	浜坂町	温泉町	温泉町
陰山 毅	木谷重幸	馬場雅人	朝野美喜代
田中満穂	熊本恭乃	幸賀 毅	岡田衆二
岡坂峰雄	中井 登	西脇 明	田中 董
平澤輝實	中田雄久	田中 要	中井 功
西村敏弘	西垣晋輔	西村公子	中井祥三

幹事会(計6名)

浜坂町	温泉町
田辺武則	北村繁行
岡村克巳	山崎正男
西村 徹	中村 茂

事務局(計6名)

阪本晴良	太田洋二
西村大介	宮脇美智子
北村佐登美	川崎晴人

第16回浜坂町・温泉町合併協議会

日 時：平成17年2月9日（水）

13：30～

場 所：温泉町 夢ホール

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

(1) 報告事項

報告第30号 浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について

報告第31号 浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について

(2) 協議事項

協議第65号 合併の期日の変更について

5 その他

(1) 第17回協議会の開催について

6 閉 会

○阪本事務局長 定刻より少し早いようでございますけども、皆さんおそろいでございますので、ただいまから第16回浜坂町・温泉町合併協議会を始めさせていただきます。

幸賀議長、よろしくお願いいたします。

○幸賀議長 失礼をいたします。このところ但馬の春遠からじの気配こそいたしますけれども、まだまだ寒い日が続いております中、本日、合併協議会委員各位並びに傍聴に御苦労さんしていただいております町民の皆さん、大変御苦労さんでございます。

さて、本日、開会いたします第16回浜坂町・温泉町合併協議会は、不測の事態から当初予定の17年4月1日新町スタートが事実上不可能となったことに伴う、次なるスタート期日に向けての関係事項の整備、確認を行う会議と認識をいたしております。町民皆様の注視と期待の中で、いやしくも議会制民主主義の大道にいささかも疑念を生ずることのないよう、協議会委員各位の会議に対する姿勢の確認を喚起いたしまして、開会を宣言いたします。

それでは、引き続きまして、会長挨拶いただきます。

陰山会長。

○陰山会長 皆さん、失礼いたします。今日は、御多忙の中をこうして全員の御出席をいただきましたことを心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。ご挨拶を申し上げます。

このたびのこの本協議会の会長に就任いたしました浜坂町長の陰山でございます。皆様には、何かと御迷惑をおかけしましたことを申し訳なく存じておるところであります。特に温泉町側の委員さんにおかれましては、浜坂町の混乱のために大変な御迷惑をおかけしましたことを、まず冒頭に当たりまして深くお詫びを申し上げたいと思います。新聞等で常々承知していただいていると思いますけれども、私は、温泉町の方には全く瑕疵がないと言い続けてきておる訳でありますけれども、結局、両町協議の中での浜坂町のもめごとというのは、一人浜坂町のみにとどまらず、温泉町側にも大きな波紋を投げかけまして、御迷惑をおかけすることになる、これは承知はしておりながらも、このようなことになったこと、本当に申し訳ないなという思いがあります。

私のこのお願いにつきましては、この後その他の項で申し上げさせていただきたいと思っております。詳細はそちらの方に譲らせていただきますけれども、基本的な考え方といたしまして、温泉町、浜坂町の将来を考えたときには、この合併はぜひ実現しなければならないというふうに考えております。就任1カ月余を経まして、あらゆる試行錯誤をしま

ましたが、今、その思いをさらに強めておるところであります。申すまでもなくこの合併協議会というのは、合併を進めて成立させる会でありますので、本当に精いっぱい努力いたしたいと思っております。よろしくお願いを申し上げたいと思います。

なお、先程、辞令交付をさせていただきましたが、今回の合併協議会の委員の構成につきまして若干の説明を申し上げさせていただきます。温泉町の委員さん方は全員同じなんでしょうけれども、浜坂町の委員の方について若干の説明をさせていただきます。

まず、浜坂町の3号委員のことでございますけれども、結局、全員同一の方をお願いを申しあげましたが、選挙の結果というようなこともありますので、町長、私のけじめといたしまして、一度やめていただいた形をとって、改めて私からお願いをすると、こういう形をとらせていただきました。2号委員の皆さんにつきましては、1名の欠員になっていましたので、その補充を議会にお願いしました。その結果、この際、充て職の議長以外は全員交代をするということに決定されまして、先程、委嘱状を交付したとおりのお方になりました。よろしくお願いを申し上げます。

今後につきましては、この会、お互いに今、幸賀議長も申されましたが、信義を重んじて話し合いを深めながら、合併は是非成し遂げなければならないという切羽詰まった状態をお互いが認識し、会議の常道に立ち返ること、これを私の自戒を含めましてお願いを申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○幸賀議長 続きまして、会議の成立について事務局より報告いたさせます。

○阪本事務局長 では、報告させていただきます。

合併協議会規約第10条第3項の規定により、委員の半数以上の出席で成立することとなりますが、出席者は本日20名全員でございます。したがって、会議は成立していることを御報告いたします。

なお、顧問の先生方につきましては、本日は公務のため欠席の報告をいただいております。以上でございます。

○幸賀議長 続きまして、会議録署名委員の指名の件については、会議運営規程第4条第2項の規定に基づき、議長から指名をさせていただきます。

温泉町、中井祥三委員、浜坂町、岡坂峰雄委員をお願いいたします。

続いて議事に入ります。

本日の報告事項についての提案説明をお願いいたします。

陰山会長。

○陰山会長 では、報告事項について提案の説明を申し上げます。

報告第30号、浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について、報告第31号、浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について、以上の2件の御提案を申し上げます。

後ほど事務局に朗読、説明させますので、審議の方よろしくお願いを申し上げます。

○幸賀議長 では、報告第30号、浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

○阪本事務局長 1ページをお願いいたします。報告第30号、浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について。浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について報告する。平成17年2月9日報告。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について。浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書を取り交わしたので、別紙のとおり報告する。

2ページをお願いいたします。変更の内容につきましては、昨年12月26日に行われました浜坂町の町長選挙の結果、陰山毅氏が当選されたことによるものでございます。会長、副会長は、規約第6条第1項に、2町の長の協議により、委員となるべき者の中からこれを選任するとの規定により、両町長が協議の結果、陰山町長が会長に就任されることになりました。したがって、協議書別表1中、会長の項、中村町長が陰山町長へ変更となります。両町の町長が12月27日付で調印を行っております。以上でございます。

○幸賀議長 説明は終わりました。

質疑に入ります。報告第30号について御質問のあります方は、挙手をお願いいたします。

なお、発言されます方は、町名、氏名を申し上げてから発言をお願いいたします。

質疑に入ります。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○幸賀議長 質疑はないようでございます。質疑を打ち切ります。

報告第30号は、御承認いただいたものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○幸賀議長 異議なしのようでございます。では、そのように御承認いただいたものと決定いたします。

次に、報告第31号、浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

○阪本事務局長 3ページをお願いいたします。報告第31号、浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について。浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について報告する。平成17年2月9日報告。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書について。浜坂町・温泉町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書を取り交わしたので、別紙のとおり報告する。

本日お配りした追加資料をお願いいたします。議会選出の委員につきましては、規約第7条第1項第2号に、2町の議会の議長及び各議会が選出する議員3人と規定されております。2月7日に開催されました浜坂町合併調査研究特別委員会におきまして、新たに3名の委員が選出され、浜坂町議会議長から通知がありましたので、委員の変更を行いました。

内容につきましては、規約の協議書別表3中、各議会が選出する議員、浜坂町の項の中で3名の委員が岡坂峰雄氏、平澤輝實氏、西村敏弘氏に変更となります。両町の町長が2月7日付で調印を行っております。その裏のページには、2月7日現在の名簿を掲載しております。御清覧いただきたいと思います。以上でございます。

○幸賀議長 朗読、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。報告第31号について御質問のあります方は、挙手をお願いいたします。異議、意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○幸賀議長 異議なしと認めます。報告第31号は、御承認いただいたものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○幸賀議長 異議なし、そのように承認いただいたものと決定します。

次に、協議事項に入ります。

本日の協議事項についての提案説明をお願いいたします。

陰山会長。

○陰山会長 それでは、協議事項についての提案説明を申し上げます。

協議第65号、合併の期日の変更についての1件の提案を申し上げますが、後ほど事務局に朗読、説明させますので、審議の方よろしくお願い申し上げます。

○幸賀議長 それでは、協議第65号、合併の期日の変更についてを議題とし、会長に代わり事務局に朗読と説明をいたさせます。

事務局長。

○阪本事務局長 4ページをお願いいたします。協議第65号、合併の期日の変更について。合併の期日の変更について提出する。平成17年2月9日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目は2でございます。合併の期日の変更について。平成16年9月11日に開催した第12回合併協議会において確認された合併の期日について、下記のとおり改める。記。「合併の期日は、平成17年4月1日とする。」を「合併の期日は、平成17年10月1日とする。」に改める。

5ページをお願いいたします。1の変更内容は、先程と同様でございます。

2の変更理由ですが、2町の合併は、4月1日の合併期日には手続上間に合わなくなりましたが、財政の事情等を勘案し、できる限り早く合併効果が発揮できるよう、現段階で最も早い合併の期日としたいと考えております。最も早い申請の手続についてでございますが、現行の合併特例法による合併につきましては、合併関連議案を各町議会で議決いただいた後、3月末までに県へ廃置分合の申請をする必要があります。

次に、「県は、国と協議され、総務大臣の同意を得た後」とありますけども、この部分につきましてはちょっと取り消しをお願いしたいと思います。この項目につきましては、町が市になるためには、このことが必要ですけども、町が町のままという場合は、このことが不要になります。あわせて6ページの4月のところに、県、総務大臣協議（同意）とありますけども、ここも消していただきますように修正をお願いしたいというふうに思います。続けさせていただきます。6月の県議会で合併議案の議決をいただき、正式に総務大臣に届け出ることとなります。その後、総務大臣が官報告示されます。これにより合併の効力が発生します。これを受けまして県は、9月の県議会で合併関連の県条例を改正することになります。このようなことから、合併期日は9月県議会後の10月以降となり

ますために、ちょうど下半期の初めの日である10月1日が適当であると思われま

3の根拠につきましては、合併特例法の内容を掲げておりますが、平成17年3月31日までに市町村の議会の議決を経て、県に合併申請を行い、平成18年3月31日までに合併をすれば現行の合併特例法の規定が適用されることとなります。次の参考法令は、その根拠の条文を掲げております。御清覧を賜りたいというふうに思います。

6ページをお願いいたします。10月1日を想定した合併協議会スケジュールを掲げております。合併までの主な項目につきまして、時系列で掲載しております。右の囲みの中には、合併までの準備作業について掲載をいたしております。それぞれ御清覧を賜りたいと思います。

7ページをお願いいたします。参考ですが、合併期日の変更に伴う協定書の変更について掲げております。1項目めの調整方針に明記した期日が適当であるかどうか再協議を要する項目といたしましては、調整内容を専門部会で再協議の上、合併協定書の変更が必要な項目につきましては、協議会に変更の提案をさせていただきます。例といたしましては、議会議員の任期の取り扱いの部分と、それと農業委員会の選挙による委員の任期の取り扱いの部分につきましては、合併期日の変更に伴って変更する必要があると考えております。この2点につきましては、議会の議決が必要な合併関連議案としての項目ですので、3月上旬か、遅くとも中旬までには協議会を開催し、御提案を申し上げなければならないと考えております。

2項目めでございますが、調整方針に実施期日を明記していない項目で、合併時、10月1日の年度の途中でございますけれども、または年度区分、翌年度当初ということでございます。いずれか特定できないもの、もしくは年度途中に変更が適当と思われぬもの、報酬、補助金などでございます。再協議を要する項目につきましては、調整内容を専門部会で再協議の上、協定書の変更が必要な項目につきましては、協議会に提案をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。合併特例法と合併新法との比較を掲げております。制度の違いといたしましては、現行法は平成17年の3月31日までに合併申請をして、翌年の、来年の3月31日までに合併をしなければなりません。新法は平成17年4月以降に合併申請を行い、5年後の平成22年3月31日までに合併するという制度でございます。この中での相違点は、現行法の枠の一番下にありますけれども、合併特例債による財政支援措置が現行法にはありますけれども、新法では廃止されているということが財

政支援措置の一番大きな違いではなかろうかと思っております。

次に、その上の合併算定替えの特例期間でございますが、現行法では10年でございますが、新法では合併した年度により段階的に短くなっております。平成17、18年度の合併につきましては9年間、19、20年度の合併では7年間、21年度では5年間の3段階で短くなります。言いかえますと、合併が遅くなれば遅くなるほど一本算定までの期間が短いため、短期間で経常経費や一般財源を削減しなくてはならないというふうなことになると思います。その上の地方税の不均一課税や議員の在任特例、また3万人で市になる特例は、そのまま残ります。

次に、9ページをお願いいたします。ここには、合併に伴う財政部分の支援措置をピックアップしております。一番上の表は、これまで目指しておりました4月1日合併を掲げておりますが、これはできなくなりました。この表の中で、備考欄に区分ごとの金額を掲げておりますが、一番下の普通交付税の算定替えには金額が入っておりませんので、昨年8月に財政計画の中で試算いたしました金額を申し上げておきます。平成16年度の両町の合計額が普通交付税で35億5,000万程度という試算でございました。この金額は、合併しても平成27年度までは合併算定替えの制度で、ほぼ同額が交付されると考えております。28年度から激変緩和措置期間に入りますが、この期間につきましては1年に1億円程度の減額が5年間続きます。平成33年度からは一本算定となり、平成16年度に比較いたしますと約5億円程度が減額されます。したがって、合併後の15年間の間に行財政のスリム化をしなくてはならないこととなります。ただし、この試算は現在のシステムで試算したものでありまして、今後、国の三位一体の政策の中で制度が変更することはお含みいただきたいというふうに思います。

2番目は、3月31日までに合併申請を行いまして、10月1日に合併をする場合でございます。1番と2番とはほとんど変わっておりませんが、一番上の段の普通交付税の合併補正については、実施年度が1年ずれますが、5年間の措置があります。一番下の普通交付税の算定替えについては、17年度分がありませんが、これはそれぞれの町で合併しなかった場合の交付税が交付されますので、金額的には17年度分はほぼ同額になると思っております。

次に、3番目の表でございますけども、これは4月1日以降に合併申請をして、10月1日に合併をする場合、つまり合併新法の適用となります。この場合は、4段目の合併特例債がありません。2段目の特別交付税の包括的な財政措置、3年間で約5億3,600

万と合併市町補助金が3年間で2億4,000万という支援プランが現在のところ未定であり、今後どうなるかまだ情報をつかんでおりません。さらに一番下の普通交付税の合併算定替えは、平成17年度の合併の場合9年間しかありませんので、27年度から激変緩和措置期間となり、平成32年度からは26年度よりかも約5億円少ない一本算定の額となります。以上で説明を終わらせていただきます。

○幸賀議長 朗読、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。協議第65号についての御質問をお受けいたします。

田中委員。

○田中（要）委員 温泉町の田中要でございますが、この合併期日が決まりませんと、先程、事務局から説明のありました議会議員の定数並びに任期あるいは農業委員会の委員、任期というものが決まらない訳でありますから、合併期日のことにつきましては理解をいたしますが、ここで合併期日の17年10月1日ということを決めるとするならば、その前提になるのは、現在、浜坂町議会で否決をなされた事項が浜坂町の中で確実に3月31日までに議決をなされるということが担保でなければ、この合併期日というのは幾ら決めてもその効力は発しないということになるんですが、新しく選出されました陰山会長はどのようにお考えでしょうか。

○幸賀議長 陰山会長。

○陰山会長 ちょっとわかりにくいところがあったんですが、この間決めたのが浜坂の議会で否決されたあの項目が可決されなければならないという意味でしょうか、そういう意味ですか。

○田中（要）委員 そういうことです。

○陰山会長 それでありますと、この後、私がその他の項でお願いを申し上げますが、新たな町名とそれに伴う一定のものについては、新たな観点でぜひお願いを申し上げたい。その点を何とか御承認いただいて3月までに議決をお願いしたいと、こういう考え方がありますので、よろしくお願い申し上げます。

○幸賀議長 田中委員。

○田中（要）委員 結局、先送り先送りというような状況でありますと、現実的にはこの合併期日を決めたとしても、決定なされたとしても、非常に両方の町民が混乱を起こすということになります。したがって、後で核心部分については恐らく町長の方が申し上げるということで、今、私はそういうふうを受けとめさせていただきましたが、本当にこの議

決が両町でなされないと合併という効力を発しないと、あるいは合併の窓口に入らないということになる訳でありますので、したがって、繰り返し申し上げますが、その自信というのが、議決が可能になるという自信が持てないということで私自身は受けとめざるを得ないんですが、今のお言葉を聞きますと。それでよろしいでしょうか。

○幸賀議長 陰山会長、再答弁を願います。

○陰山会長 いや、自信が持てないという意味でなく、何としてもこの現在置かれた状態では合併をしなければならないということで、何とか温泉町側の方をお願いを申し上げたいということであります。

○幸賀議長 その他ございませんか。

田中委員。

○田中（董）委員 温泉の田中であります。先程、会長が挨拶の中で、本当にこのたびの混乱は浜坂町にあると、温泉町には瑕疵がないと、大変迷惑をかけたと言っておられる。そして、合併というものはやはりぜひ必要であると、しなければいけないと言っておられた中で、私は、先程、田中委員とダブるんですが、3月いっぱいこの浜坂町で議決をされなかったら特例債の適用が受けられないということがあるんですよ。だから、それが、あなたはさっき後から皆様にお願ひがあるという、その条件が恐らくここに出てくるんだろうと思うんですけど、私たちは、やはり本当に温泉町に迷惑をかけたと言うならば、ここで3月いっぱいには議決をやりますということがなかったら前には進めないと思うんですよ。これ60億というやはり特例債、非常に大きな金額ですよ。あなたの言うておられる、本当に町民のための合併というものはどこにあるかということの中で、どうですか、浜坂町の町長に出られる前に年度内議決を目指して、もつれた糸を解きほぐす作業を始めたいと、温泉町には手続的な瑕疵がないということを書いておられる。だから、温泉町には瑕疵がない。私は議会を本当に説得してやるんだという意思を表明しておられるのに、それについてはどうですか、3月いっぱいには議決という方向に持っていけるんですね。

○幸賀議長 陰山会長。

○陰山会長 先程の田中委員にお答えしたとおり、持っていけるというのは、この後お願ひをする中で、何とか私の方の意見も温泉町側にお聞きたいということは、先程から合併協議会のことが私の次のその他の項でお願ひすることにもう入っちゃっておるんですけども、そのことを踏まえた中で何とかお願ひ申し上げたい。確かに合併協議会の議決という重みは十分あるんですけども、その後その責任をとって、これは浜坂町を一つの人格

として見るならば、その責任をとって浜坂町は一国一城の主である町長が辞職したと、選挙をしたという、大きな傷といいますか、流れといいますか、そういうようなものを背負って、今日、来ておりますので、そういうところも何とか御考慮を入れていただいておりますので、その点よろしくお願い申し上げたいと思います。

○幸賀議長 田中委員。

○田中（董）委員 どうやら町名の問題がここに出ております。私は、前回も中村町長にここから申し上げたんですけども、本当に法定協議会で決定され、そして今は知事まで呼んでの調印をしたものを、これを再度提案されるという中で、私たちは本当にそういうことが実際、今の現実の中でそういうことを言うておられるというあなたの真意がどうしても図りかねる。本当に合併をする気があるのかなのかというように思うんです。合併の必要性は大事だと言っておられるんですけども、そういう私たちでは審議を尽くして、ルールにのってやったことが、本当に行政で非常に中枢を歩かれて、助役は2期8年、教育長8年、このような立派な経験を持っておられる方がこのたびのようなことが、本当にどこからそういう提案がなされるのかなという、私は幾ら考えても今の浜坂町長の真意というものが本当にわからないと。これは次の問題ですので、また次には言わせてもらいますけど、そのような提案がなされるというようなことでしたら、合併協議会、根本的にこれは大きな存在価値がなくなりますよ。民主主義なんていうようなものはなくなりますよ。あなたの経歴からして、こんなこと言われること自体がおかしいんですよ。そこらについての答弁してください。

○幸賀議長 ちょっとお待ちください。今の御意見等に対する、これは浜坂町長の立場でもあります。御答弁があらうかと思えます。そこで、当職よりここで会議の進行上、少々取りまとめさせていただきます。

後刻、ここに関わる基本的な問題の御提言があるようであります。したがいまして、委員の皆様には関連する御意見等があらうかと思えますけれども、その議案の中で十分御審議いただくことにいたしまして、田中委員に対する答弁ひとまずしていただいて、次の意見等を承ることにいたしたいと思えますので、よろしく御協力いただきたいと思います。

陰山町長。

○陰山会長 言われる意味は本当によくわかります。わかりますけれども、法定協議会という組織もあるんですが、そういう中で最終的には両町の議会が議決をして、初めて協議

会で決定したことが法的に最終的に成立するというこの流れの中で今回、浜坂町議会が同意できなかったというこの事態を考えていただいて、そして本当にお互いが合併しなければならないとするなら、法定協議会の決定という重みは私も十分よくわかりますけれども、そこまでの状態を考えて、これは合併というのは両町の町民が合意しなければならないことでもありますから、そこまで来た段階でお互いが考えるとするならば、今、申し上げましたようなことも何とか頭に置いていただいて、どうしても合併しなければならないという前提の中で、本当に苦しいんですけども、よろしく願いしたいという思いでいっぱいあります。この後またその他の項で提案申し上げますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

○幸賀議長 重ねて御協力をお願いしたいと思いますが、この65号につきましては、御意見がありますように、3月末までにその結論を得られるという前提での御協議でありますので、その他のことについての御質問等がありましたら承りたいと思います。

田中委員。

○田中（董）委員 再度この案件についてお尋ねするんですけど、先程、言っておられる後の提案の案件と関連がありますからということではなくして、今、本当に両町が合併がやはりぜひ必要だということであるならば、今日、この案件を3月いっぱいまでに浜坂町で議決をされなかったら、特例債は全く、60億は受けられないということがあるんですよ。だから、その点についての本当に合併が必要と思っておるならば、やはり、ここの場でこれは絶対的に努力しますとか、やりますというようなことを言われなかったら、これ幾ら審議しとっても駄目なんですよ。違いますか、町長さん。私はそう思う。だから、肝心なところが本当に両町の町民に対して、やはり有利なこの特例債があるがために、今まで私たちはいろいろな審議をする中で、日程に合わせながら協議をしてきとるんですよ。

先程、言っておられる温泉町に一つも瑕疵がない、浜坂町が混乱したためにという、そういうあなたの姿勢の中に、本当にこれは申し訳ないというような答弁が出ないじゃないですか。これはどうですか、どう思っておられる。だから、これはせめて責任持って私たちは議決に向かって努力するから、後のことも頼むというならまだしもわかるけども、後の条件がなかったら、これは約束できんなんていうようなことだったら、ここの議案に出すべきじゃない。私の言っとることが違っておられますか、どうですか。

○幸賀議長 陰山会長。

○陰山会長 この件につきましては、先程、私が申し上げましたとおりで、合併は是非や

っていかなければならないということで、そこが一番難しいところでありますから、今後その点をお互いが本当に、私の方も低くしながら手を握れるところを探っていく、合併ができるように努力をさせていただきたいという思いでいっぱいあります。

○幸賀議長 その他ございませんか。

岡田委員。

○岡田委員 温泉町の岡田衆二でございます。まず、会長にお尋ねをしたいといいますものは、町長として新春インタビューで、住民の一人として温泉町との合併問題を見てきましたが、このままで進んでは浜坂町民が不幸になると、危機感を抱いておりましたと、このようなことをおっしゃっておられます。また、安易に合併ありきで妥協してはならないと思っておる、この辺のところのどの部分がそのようなことで町民が不幸になる。私は、少なくとも合併協議会で不幸になるような協議はされてないんじゃないかなというふうに思っております。やはり合併の基本理念というものを十分押さえながら協議はしてきたつもりであります。住民のための合併をしようじゃないか、また夢と希望を持てる、やはり21世紀の新しいまちづくりをしようじゃないかと。それから、地方分権時代にふさわしい自治体をつくっていこう。もう一つは、さっきから説明があります、やはりこのままでは財政危機となる、やはり基盤を十分に強化しようじゃないかと、こういうふうな上に立って、当然、協議は延々と進めてまいったものでありますし、なおまた、合併協定のそれぞれの基本的な問題についての中の一つであります町名の問題、これにつきましても、決して無視をしてやってきたものでない。あるときまでは、浜坂町、温泉町、両町の名前が10票ずつということで、この法定合併協議会の中できちっと投票までして出てきたものの打開策としてどのようにしようかという協議を踏まえて、少なくとも両町の町長、議長にその打開策をゆだねようじゃないかということで、その時点でも全く異論なくして進めてきました。

それ以前には、当然3号委員によって検討もしてはどうだろうかとか、いろんなことが出ましたが、町長、議長にゆだねようじゃないかというところでゆだねた結果で、発表されたことについて少しは意見はありましたものの、それだけではやはり十分でないという中で、この20名の投票をもっていこうじゃないかということで投票までした。その結果が16対3という結論も出た。この合併協の運営については、重要な問題については3分の2以上の数をもって決しようというところまで重要に取り扱ってきた。そのようなものが、本当に一町民として見てこられて、このまま進んでは浜坂町民が不幸になるというふ

うな思いを抱いた、そのところは何でしょうか。私は、どうしてもこのようなマスコミの報道を見るときに、理解がもう少し足りてないんじゃないかというふうなことを感じて仕方ありません。したがって、本当の町長自身がお思いのところをいま一度教えていただきたい。

○幸賀議長 陰山会長。

○陰山会長 岡田委員も行政におられましたから、マスコミ報道というのはどういうものかということは御承知だと思うんですけど、話し合いの中でエキスとして取り上げて書く場合には、あれを全く否定はできないとしても、あれが真意でない場合も時々あるということをお承知いただけると私は思いますよ。だから、不幸になるという話は、私のこれまで感じてまいりましたことを率直に申し上げますならば、この協議会の決定が不幸ということではなしに、今のような浜坂町の、これはちょっと、そうすると前任者に若干のあれが出るんですけど、そういう町の姿勢でいろんなことが進むと本当に、端的に言いますと浜坂町民のために一生懸命に頑張らなければならない点と話を妥協しなけりゃならない点と、あるいは町の展望を考えて、これはこういう町政をしなければならぬという点について、言っただけは悪いんですけど、若干のどうかなと思う点がこの合併協に限らずいろいろあると。こういう中で町政が進むと、町の町民というのは不幸になるんじゃないかという総合的な話の中で事が引き上げられて書かれたというふうに理解してください。これは決して新聞社の方にも、私もちょっとそこの点については言葉足らずだということも申し上げましたが、そういう点についてはよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

いずれにいたしましても、今、話の中で協議会の話はよく私も聞いとるんですけども、私もこの協議会には一度も、一度というんか、詳しいところはわかりかねるから多くは申し上げられない点もありますけれども、浜坂町の議会の話を聞きますと、町長と議長とに任せたとするのは、ある意味では一つの原案といいますか、こういうことでいきたいがという話であったのが決まったという形が出て、その辺から浜坂の議会側も若干混乱してきたという話もありますので、そのようなことをいろいろとここで、それは当然論議はしなきゃなりませんけれども、いずれにしても、そういう中で、先程、田中委員にも申し上げましたような結果が最後の最後のところで表れたというようなことも含めて、ここでいろんなことが起こって4カ月たった今日現在、どうしても合併せんなんとするなら、そういういろんなことを踏まえた中での今日の委員会であり、期日が迫っておるとい、こういう実態を踏まえて、何とか前向きに協議をお願いしたいというのが私の気持ちでございます。

○幸賀議長 岡田委員。

○岡田委員 確かに御答弁のように、マスコミに対します関係については、若干、言葉足らずとか、思ってなかったことが書かれておるといふ面は多少なりともあるかもしれませんが。しかし、本音の部分として本当に間違っているという思いが少しはやはりなければ、こういうふうなことっていうのは出てこんど思います。しかし、私は、その関係をいつまでも申し上げようとは思っておりません。先程、期日が迫っておる、今日の合併期日の変更ということが、当然、今、議論されてる訳ですが、期日は迫っとる。じゃあ、お尋ねしたい。先程、協議書の一部変更、16年の12月27日で、もう既にこのことは協議をされて、証しを既にここに添付されておるとおりです。それから今日までの1カ月半にも大方なろうとしておりますこの期間を本当に両町にとっての最重要課題であるとするならば、私は、いかにも放置し過ぎて日数だけを経過させ過ぎたと違うんかなと。ここには、少なくとも両町でやっていこうという経過の中においては、経費の負担も応分に出していきましょう。そのようなことからすると、このロスの期間というのは、大切な血税がむだに使われとると言っても過言でないんじゃないかなというように思います。これを本当に町の首長として、この期間をどのように住民に説明できるんでしょうか。私自身、合併協の委員の一人としておるために、住民の方からは、いつになったら開かれるんですか、いつどういう結論が出るんですかっていうことを再三にわたって聞かれてまいりました。まあ、待ってください、私ではわかりませんということでした。しかし、本当にこの責任を全うしようという姿勢は、今日まで放置されておることによって本当に全うできる姿勢であるだろうかというのを私は疑問にも思っております。

したがって、やはり本日このようなことで招集をされた限りにおいては、それなりの自分の進むべく方向というのを十分お持ちの中で会議を招集され、どのような妥協点があるかも十分自分自身でお考えの中でお越しになつとるんじゃないかなというふうに思っております。したがって、やはり期日の関係というのは、当然、タイムリミットの関係、それから後のスケジュール考えれば、10月1日、これはいつでも決めれる中身だと私は思います。これは本日、10月1日についていうことで決めることを急ぐよりも、むしろ本音の部分の話を十分に出す中で、やはり期日の関係は今日どうでも決めたいとするなら、時間延長を諮ってでも何でも構いませんが、これを先に決めてしまうというよりも、基本の部分の議論をしなきゃならない部分のそういう話を出していただきたい、そのように思います。

○幸賀議長 岡田委員の申される、つまり基本的な事項を決めてから関連する期日の問題を定めることが順序という、これは正論だと思われ、当職からも。ただ、現実には口頭で先刻来、陰山町長が後刻のことを言われて触れられておるようでありますけれども、今、今日現在、その部分に関わる議案としての提案がございませんので、あくまでも今日の時点では3月末に浜坂町におきましても議決が得られるという前提で、とりあえずこの部分はお決めいただきたいというのが提案の理由のようであります。

ただ、浜坂町におきまして町長の交代がありました。したがって、65号議案は期日でありますけれども、この際、代わった町長の合併に対するいろんな基本的な考え方等をお尋ねすることは当然だと思いますし、陰山町長としてもここで答えになるのも、これは大事なことだと思われ、もう一度その辺の基本的なお考えについて御発表いただきまして、会議運営上、期日だけは、これはお決めいただきたいという当職の方でのお願いをいたしておきたいと思っております。

陰山町長。

○陰山会長 先程の1カ月間何をしておったんかという厳しいお尋ねでありますけれども、そう言われると、その点もある訳ですけども、それでは、お聞きしますけれども、今までの町長が代わって、浜坂町の中でも委員さんの中でいろんなお考えの方がいるのを、そのままとにかく合併協議会とした場合には、今までの混乱をそのまま引き継いだ中で委員会になる、議会の決議にしても問題もありますし、そういうことになりますので、結論を急ぐということは十分ありますけれども、さりとて拙速に今までの混乱のままの委員会をさっと開いてみたところで、これは何にもならないかという私の思いがありました。やはりそこでまず浜坂町側の委員のあり方というの、大変、私としては当選以来苦しい選択もありましたので、その辺の整理をしていくということも一つ期間の中にあることも御理解を賜りたいと思っております。

それからまた、合併のこの問題が一番大きな問題としながらも、いろんな意味で私も過去は若干の行政経験があったといたしましても、初めての町長経験でありますし、いろんなことを考えて、私としての浜坂町としてのあり方という問題もたくさんありますから、その辺のことを考えながら、一体全体この委員会というのは本当にどういう形でこんなことになったんかという、私なりの原因究明と、原因究明というのは即それから先の解決の方法はどこらにあるだろうかという思いと、こういうことを1カ月間はお与えいただきたいということで1カ月間過ごさせていただきまして、1月の終わりに今日の会議を決定さ

せていただいたということでもありますので、どうかこの点御理解を賜っておきたいと思
います。

そういう中で、それでは方針が決まったのかと言われますと、本当にこれでいけるとい
う方針はありません。やはりいろんなことの中で、私の方も大きないろんな問題を背負っ
ていっても、基本の私が浜坂町民に約束した問題を何とかお願いをしながら、この合併の
問題を解決お願いしたいという思いで、今日に臨んでおります点、よろしくお願い申し上
げたいと思います。

○幸賀議長　ここで暫時休憩いたします。この会場で2時40分まで休憩といたします。

〔休　憩〕

○幸賀議長　会議を再開いたします。

協議65号につきましては、陰山浜坂町長の3月末までの浜坂議会議決の自信に満ちた
確固たる表明に欠けておりますけれども、この際、とりあえずという表現は適当ではあり
ませんけれども、期日の変更につきましては、ひとつ御確認をいただきたいと思いたすの
で、引き続き御協力と御意見等を承りたいと思いたす。どうぞ。

西村委員。

○西村（公）委員　温泉町の西村でございます。それぞれの委員さん方から、いろいろと
課題の大きい問題点等々の指摘があり、会長に対しましてもいろいろと質問があった訳で
すけれども、私は、その中で、会長におきましては論点を変えられまして、町長に立候補
されて、それによって当選されて今現在いらっしゃるということはよく分かっております。
ただ、その中で、この合併協議会に対しまして会長自身どれだけ足を運ばれて合併協議会
の過程を耳にし、見てこられたかというふうなことをお尋ねいたしたいと思いたす。

合併協議会では、やはり過程に沿ってすべて協議し、内容も議決してきたというふう
に私は思っております。それで、会長は、初めの挨拶の中で、浜坂町といたしましては合併
は絶対にするべしであると、そして温泉町に対しては瑕疵はないというふうなことを踏ま
えられまして、努力をするというふうなことをおっしゃいました。この努力といいたすの
は、3月末までに合併関連議案をすべて議決するということの努力でしょうか、その辺を
是非とも伺いたしたいと思いたす。

○幸賀議長　陰山会長。

○陰山会長　実は合併協議会へは一度も出席をしておりません。ただ、この席に着くとい
うことになりましてから、この協議会の資料はできるだけ詳しく見させていただいて、経

過はそれなりに承知をいたしております。

先程、幸賀議長もちょっと言われたんですが、ちょっと私わかりにくいところがあったんですが、皆さんの話の中ではという意味だろうと私は思うんですけども、浜坂町議会の議決は3月までに不安定でよう採りませんということ私には言っている訳ではありません。それは、今の皆さんの御質問の中で、たとえそこまで出ていなかったかもしれませんが、気持ちは再び温泉町に名前を返して、浜坂町議会の議決を採りなさいということであれば、これはできませんけれども、協議をしていただいて、それなりにしかるべき結論が出たときには、浜坂町議会に対する議決は私の方は必ずお願いするという自信はあります。自信といいますか、臨みたいと思っておりますけれども、私が申し上げておりますのは、温泉町も議決をしていただかなければなりません。そうしなければこの合併はすべて完了しませんので、そこまでの自信は今のところないということをおっしゃいます点、御理解を賜っておきたいというふうに思います。

○幸賀議長 西村委員。

○西村（公）委員 今、会長の方から大変力強い言葉をいただきました。必ず3月末議決ということをおっしゃりたいと思いますし、これは2町がともに議決していくということが大前提であろうというふうなことを思っております。是非とも浜坂町議会ではその方向に再度声を大きくして私はお願いしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○幸賀議長 そのほかございませんか。

西脇委員。

○西脇委員 温泉町の西脇です。本日、協議として提案された合併期日の変更については、物理的に無理であるという観点から提案されとる事項であり、今後のいろんな協議があるということはわかる訳ですが、これまで協議会として積み上げてきた経過からすれば、本日この期日の変更というのは正式に可決しておくべきだと、そのように思います。3月末までに両議会が議決されなければ合併はあり得ん訳ですから、3月末の合併議決に向けての事務手続としては、今日、この提案されとることについては私はこの場で可決しておくべきだと、そのように思います。

○幸賀議長 そのほかございませんでしょうか。

〔質疑なし〕

○幸賀議長 それでは、その他ないようでありますので、協議第65号は、御確認をいた

だいたいのものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○幸賀議長 異議なしと認めます。それでは、協議第65号は、御確認いただいたものとして認めます。

次に、その他の項目に入ります。何か御意見がありましたら、どうぞ。

陰山会長。

○陰山会長 それでは、開会の挨拶でも申し上げましたし、今のやりとりでもかなり私が提案申し上げたいと思っておることが既に申し上げてしまった訳ですけれども、それらを含めまして、改めて浜坂町長としてお願いを申し上げたいというふうに思っておるところでございます。

先程から、それは口先だけではないかという御指摘もあるんですけども、それに対して私も何とも、立場の違うところもありしながら、ああ、難しいもんだなと思いながらお答えしておるんですけども、法的に選ばれたこの合併協議会の決定というのは、本当に重みがあるものであるということはよくわかります。本来ならば、皆様がおっしゃるとおりだというふうに思います。でも、これを浜坂の方がお願いをするという場合には、どのような事態を迎えたならば、それがお願いできるのか。協議の途中で何にもないときに、議会が通りそうもないからお願いしますというような話では、とても話にならない。では、どういう事態を迎えたらお願いできるかということを考えてきた訳でありますけれども、浜坂町が相手の町、温泉町に対して、本当に本来してはならないことをしてしまったと、その責任を感じて浜坂町長は辞任をした、そして選挙があったというような事態を温泉町側はどう見ておられるかわかりませんが、浜坂町という一つの自治体を一つの人格として例えますならば、ここで誰が勝ったとか負けたとかという話よりも、本当にこの間、浜坂町というのは血を吐きながら、苦しみながら、もがきながら、そうして今現在を迎えて、その姿が今あると、そういうふうに申し上げてもいいのではなかろうかという気がいたしております。

今日のいろんな情勢を考えたときに、浜坂町というのは、考えてみると、このような血を吐くような選択をして経て、そういう状態にならなければ温泉町側に改めてお願いすることはできないのではないかと。この方法しか浜坂町の世論を引き出すという方はなかったのではないかとこの気がいたして私はおる訳であります。それは皆様、温泉町側から見れば、浜坂の勝手だというふうにおっしゃるかも知れませんが、どうか合併を成立させる

という立場で、現時点でのどうしたらそういう事態を一步踏み込むことができるかということ考えた場合には、今申し上げましたようなことだという、それらを踏まえた上で、これも協議会で何回も出ておったかもしれませんが、この部分は私が改めて皆様をお願いを申し上げたいというふうに思います。

浜坂町には、確かに温泉もあります、3つあります。でも、何といたっても昔から浜坂というのは日本海が育ててくれたと、漁業の町だという、そういう自負といいますか、自覚といいますか、そういうことが大変強い町であるということでもあります。なおかつ浜坂という名を心の支えといたしまして、これまで多くの先人が育てておりますし、今現在も町の中で、あるいは全国的にも活躍をしておるといようなこと、そしてまた、これは温泉も一緒なんですけども、浜坂を売り出すために数多くの全国イベントもこなしてきておると、こういう現状を見たときに、何々市となれば、その次に浜坂町が来る訳ですから、これはいろんな意味で別といたしまして、こういう小さな町が引き続いて町として残っていく場合、この場合の選択肢として一方の町だけの名前で合併していくということについては、やはり町民の中で耐えがたい思い、気持ちでいるという方が、今回のいろんな状態を見ましてもたくさんいるということを何とか御理解をお願い申し上げたいという思いでいっぱいであります。

これは本当にここでこんなことを言っでは失礼でございますけれども、イベントや交流事業、浜坂町以上に盛んな伝統のある温泉町とて、それでは万が一浜坂町という名前で合併を進めましようとなったときに、同じような問題が起こるのではなかろうか、こういう思いがしてならないわけであります。どうかここは、古いことわざにもありますが、新しい酒には新しい革袋と、こういう言葉があるんですけども、そのような原点に立ち返っていただきまして、何とか新しい町には新しい町名でというようなことでお願いできないかということ改めてここでお願いを申し上げたいというふうに思っておる訳であります。

今、国や県から、但馬の中での声でありますけれども、見放されてもいいのかと、但馬の孤児になってもいいのかという声が浜坂町あるいは、これは温泉町にも、両町に私は突きつけられてきておるといふふうに思います。ここで再び5町合併が潰れた、そしてまた2町合併が失敗したと、こうなったとき、これはこの地域の将来を担って立つ子供たちの未来のためにも、我々は顔向けがならない事態に追い込まれるのではなかろうかという思いがひしひしとしております。それにつけても、一昨日の新聞でございましたか、ちょっと何日だったか忘れましたが、現在の推定人口というのが発表されました。温泉町6, 0

00人台、浜坂町は1万人台、こういうような発表でありました。恐らくこの傾向というのは、ことし10月に国勢調査が行われる訳でありますけれども、これはもうはっきりと表れてくるのではなかろうかというふうに思います。これはさらに進むのではなかろうかというふうに思います。となりますと、もはやお互い待ったなしの状態に追い込まれてくるのではなかろうか、このような思いもしておる訳であります。

本来、浜坂町と温泉町というのは、人的交流も本当に一つでありますし、仲の良い、もう兄弟である訳であります。どうかこういうことで、今、途中で出てきた私が申し上げるのも申し訳ないでありますけれども、どうか勝ち負けのない気持ちのよい合併を進めるために、今申し上げました新しい、浜坂町にしてくださいと言っているのではありません。新しい名前、できれば温泉町に近い名前になっても、ここになれば仕方がないという思いもあります、何とか新しい名前で、お互いが知恵を出し合って、あらゆる苦難を乗り越えて合併にたどり着けるように、よろしく願いを申し上げたい思いでいっぱいあります。

再度申し上げますけれども、合併協議会で決定したその後になって、こんなことを申し上げるっていうのは、今、先程、何人かの委員さんが申し上げられましたように、本当に苦しい思いでいっぱいありますけれども、何回も私も申し上げておりますように、浜坂町も今回大きな傷を、傷ついたら、傷つきながら今日を迎えたという現実、そういう事態も若干お酌み取りいただきまして、幅広い見地からどうか御検討を賜りますように心からお願いを申し上げたいと思います。以上であります。

○幸賀議長 ただいまの陰山会長、陰山浜坂町長の御発言は、端的に名称再考の提言であります。そこで、本日初めての提言であります。したがって、基本的な部分で事務局にお答えをいただきたいと思います。15回にわたる慎重審議の結果、当浜坂・温泉の合併協議書に調印を終えております現在、名称再考の議案を取り上げていいのかどうかということにおける関係する法、規則に抵触はしないのか、ひとつ事務当局より御答弁いただきたいと思います。

事務局長。

○阪本事務局長 名称を変更しても法的に問題はないかということでございますけれども、法的には特に抵触しないというふうに考えております。もしここで変更ということであれば、これまでの合併協定書を今回の合併期日の変更と同等の形で変更させていただくという手続を進みたいというふうに考えております。以上でございます。

○幸賀議長 それでは、陰山浜坂町長の御提言は、この2町合併の基本中の基本に関わる問題であります。したがって、いろいろな角度からの御意見、御検討があろうかと思っておりますので、御自由な発言をよろしく願いをいたしたいと思っております。

中井祥三委員。

○中井（祥）委員 温泉町の中井でございます。新会長あるいは引き続き出られます浜坂町議会の田中議長のお考え方をひとつお聞かせいただきたいなというように思います。

私は、陰山新町長に対しては、遠い昔からその人柄、業績、大変立派な行政マンとしての実績を上げてきておられるということで尊敬もいたしておるところであります。ただ、今回のこの合併協議会の経過の中で名称の問題、先程、はっきりと申し上げられた訳なんですし、この問題の経過については、もう酸っぱくなるほどこれまでから協議会の中でも話が出ております。今日でも、その経過についての重さというものについては十分御認識をいただいていたであろうというように思います。

私は、この名称という大きな問題をただ何とか温泉町さんお考えしていただきたいという形でも出されても、これなかなか食えんと違いますか。表現は悪いかも知れません。私は、大きな牛を1頭ぼおんと皮もむかずに出されて、ひとつこれ食ってくれというような御提案だというふうに思われてなりません。やはりそうであるなら、これだけ重要な問題、重要ないろんな段階を踏んだ経過の中で来ておる訳ですから、ビーフを食べさせようと思うなら、どのようにしたらこのビーフを食べてもらえるのか、そこまで努力をされないと、そうやすやすとは誰も食べれんじゃないでしょうかね。ですので、その辺は最初に申し上げましたように、十分いろんなことを御経験されてきておられる会長でありますから、事がここまで来たものをどのようにして、どのようにすれば理解が得られるのか。ただ協議会だけの問題じゃないですよ。温泉町民に対しても、浜坂では一応の決着がついたとはいうものの、じゃあ、温泉町民に対してどのようにこれを食べていただくんですか。まあ、おいしなかったけど、仕方がないかいなあというふうに食べてもらうとするなら、それなりのやっぱりどういうような料理をして出せばいいのか、そこまでお考えをして事を運んでいただかないと話が進展しないというように私は思います。お考え方を聞かせていただきたいと思っております。

○幸賀議長 陰山会長。

○陰山会長 この問題につきましては、まさにおっしゃるとおりであります。それでは、こういうやり方とこういうやり方をやりますとここで言って、ここで論議して、今日、結

論が出るのかという問題もありますから、私も細かい話をしてどうかということもあるし、時によれば、それこそ議会との協議もありますから、細かい話をここで多くというよりは、もし御理解いただけるならば、代表者で協議するとかなんとかという場がいただければありがたいという気持ちもあるんですけども、基本的には私の考え方は、当初この会の動きを見ておりますと、庁舎は浜坂に譲ったから、町名は温泉町だというようなことがあったように思いますので、庁舎問題については一から考え直していただくということでお願いをさせていただけないかと、一から協議をさせていただくということでお願いかなという思いを持っております。

○幸賀議長 田中要委員。

○田中（要）委員 今、陰山町長は、町長の思いを申し述べられたと思うんですが、私は、今回の合併協議会のプロセスの中で、前中村町長が、これは浜坂の町長であります、名称が決定なされた後、浜坂町議会の意を酌んで、恥ずかしながら町名の再考をぜひお願いしたいということはこの協議会の場でもおっしゃられた。そのとき、この協議会の中では、けんけんがくがくの中で、結果、投票でというようなことになった訳であります。したがって、投票した結果、20人の中で13対4で名称の変更については受けることはできませんよという結論が出た訳であります。一たん決めた名称問題を改めて考えてほしいという結果は、ここなんです。そこで、私は、やはりこれは行政として物事を考えた場合、とりわけ陰山町長は、先程の御意見のように、助役、教育長をなされてこられた方でございますから、十分行政の事務事業にあっても、余程のことがない場合、物事を進める場合には一体性を持って行政を進められてきたではないかなというふうに理解してます。その一体性がなければ、たんびたんびにごろごろと事務事業が変わってしまっただけでは、これまた誰に迷惑がかかると言えば、多くの住民の皆さんに迷惑がかかるのは必然である訳であります。したがって、これを合併協議会に当てはめても、私は一体性があるものなりと私自身考えております。

したがって、合併調印後、物理的に無理がある場合、例えば今回、合併期日がどうしても4月1日では無理だと。したがって、10月1日にしていただきたいという提案がなされた。こういう場合を除いて、基本項目をころころと変更するという自身、私は大きな疑義を抱くもんでありますけれども、浜坂町長としてはどういうふうにお考えをされておりますか。

○幸賀議長 陰山町長。

○陰山会長 何回も私、申し上げておりますが、今、田中委員がおっしゃったように、余程のこととは何かというと、まさにまさに余程のことが浜坂町では起こりましたということをお願いしておりますので、どうかその点御理解をお願いしたいと思うんです。13対4で決めたときの中村町長が申し上げたときは、余程のことが起こっていなかったのに、浜坂町の委員さんとしても、余程のことが起こってないということはどうにもならないと思われたと思うんですけれども、それから後に余程のことが起こったというふうに御理解を賜りたいと思います。今回も私はいろいろと皆さんに御意見を聞きましたが、やはり中には、温泉町というのは耐えがたいけれども、ここまで来たらやむを得ないという浜坂の町民もあることは、かなりの方があったというふうに思います。そうなんですけれども、ここで余程のことが起こったので、改めてこの点を踏まえた中で、合併協の重みもあるが、それに等しい、あるいはそれ以上の余程のことが起こったということで、改めてこの合併協議会をお願いしておるといふ点を御理解を賜りたいと思っておりますのでございます。

○幸賀議長 田中要委員。

○田中（要）委員 ただいま町長は、余程のことが起きたと言いますけれども、昨年の名称再考のときには、余程のことが起きて、あの名称が決まった以後、浜坂町長は本当に穴があいたら入りたいという状況下の中で提案なされた今、余程のことと、先程、ると町長は浜坂の実情や、あるいは温泉町にそのことを当てはめてみたらいかがですかというような状況もありました。しかし、私は、浜坂町長が辞職をなされた、確かに余程のことだと思えます。しかし、そのやめられた町長が余程のことだと言って再考を促したにも関わらず、協議会のメンバーの方々は待ってくれと。10何回も重ねてきた協議会の経過というのは、一体全体どういうことなんですかと、村の会議じゃありませんよと。ああは言いましたけどというようなことを急に言われても、これは大人の話じゃありませんよというようなことをおっしゃられる方もありましたし、私も陰で言ったことがあります。したがって、是非、浜坂町として、私自身は基本項目を今のところ守っていただくような御努力をお願いしたい、そのことを私の方からお願いを申し上げます。

○幸賀議長 陰山会長。

○陰山会長 その話はよくわかるんですけれども、先程から何回も申し上げておりますように、あの段階も大した、余程の、温泉町側では余程のことではなかったかもわからんですけど、私たちから見ましても、中村町長が提案した時点では余程の事態ではなかったと思いますよ。でも、その後に浜坂町議会がああいう決定をされ、町長が辞め、そして選挙が

ありというこの事態は、やはり私は余程の事態が起こったという解釈をしていただきたいという思いでいっぱいでございます。でも、それで温泉町側が例えば間違っつたと、そんなことは一切私は申し上げないんですけども、そこらを踏まえた中で総合的な中で、ここで何とかお願いをしなければ、決して私はそんな気持ちはないんですが、端的に私が言いますならば、それでは田中議員さん、分かりました、温泉町でいきましょうかと私が言ってみたとところで、浜坂町にこれ大混乱が起こりますよ。そんなことしよったら、とんでもないことになりますよ。ですから、どうかそこはお許しを願って、ひとつ私の提案をよろしくお願い申し上げたいと思っております。

○幸賀議長 田中要委員。

○田中（要）委員 町長、あなたは私を恫喝するんですか、悪いですけども。浜坂町の余程のことを、温泉町にじゃあ、あなたはそのまま大きな爆弾を投げるんですか。温泉町も、伊達や提灯で、言葉は悪いですけども、協議会のあったこと、あるいは協議会にかけなきゃならないことを議会あるいは住民の皆さんにそれぞれ出て訴えた。いろんな御意見があった。あるいは議会だとして石を投げられるような状況にもあった訳であります。したがって、そういう経過というのは、順風満帆で温泉町が来たというふうに私は理解しておりません。それぞれ皆さんが意のあるところを酌んでいただいたり、あるいは小異は捨てずに小異を残して大同につくから、御理解を求めて我々もきた訳であります。したがって、そのことを十分御理解をいただいた中で、町長は、私だけが、浜坂町だけが大きな荷物を背負って、温泉町はぬくぬくと来たというようなことはぜひ考えないでいただきたい。

○幸賀議長 陰山会長。

○陰山会長 大変申し訳ありませんでした。本当にそんな気持ちではなかったんですけども、余程のことという話の中で、少し私がきついことをつい言ってしまいまして、これは本当に申し訳ないと思っております。お互いがここでは我慢しながら、譲り合いながらやっていたかなければならないという基本を持ちながら、大変失礼なことを言いました。決してあなたを恫喝しようというような、そんな気持ちはなかったんですが、ついつい言葉が滑って申し訳ないことをいたしました。謝ります。申し訳ありませんでした。

○幸賀議長 引き続き御意見お受けします。

西村公子委員。

○西村（公）委員 温泉町の西村でございます。私が、先程、町長に対して質問いたしました合併協議会の過程と申しますか、経過を見ていただきましたかというふうなことを質

問した訳でございますが、一度も出てないというふうなことをおっしゃいました。私は、その中で、陰山町長が今となって再考というふうな、町名を変えていくというふうなことを本当に本心思っておられるのかどうか、私は不思議でしようがないですわ。本当ですよ。町長としては、そのようなことを考えておりませんか、町長。私は不思議でしようがないです。やっぱり協議会の経過、過程を踏まえて決まったことですからね。それはどれだけ法定協議会が重大な、重みがあるかというふうなことをやっぱり考えられたときには、そういうふうなことは絶対口からは出ないというふうに私は思っております。

そして、温泉町では、合併協議会のるるいろんな内容をCATV等々で放送をしておりますし、そして合併調印式の模様等も全戸に放映して町民の皆様に見ていただいております。その町民に対してどのようにお話をさせていただいたらいいのでしょうか。その点浜坂町は、どのようにして町民にこの合併協議会の経過、調印式等々を、情報の提供をされているのかどうか、その辺のところも私はお聞きしたいと思います。もう一度、やはり、このことにつきましては、合併協議会で決められたことですから、再度町長のお考えをただしていただきたい。以上。

○幸賀議長 陰山会長。

○陰山会長 これは何回も申し上げておりますので、これは結局同じ答弁になるんですけども、合併協議会の重みは大変よく分かります。分かりますが、その後起こった浜坂町の実態を見ていただきますと、その辺の御理解もいただきながら、何とかお願いできませんかという話を今、私がしておりますので、決して、あなた本心かと言われるますが、私は本当に心の底から本心で申し上げております点、御理解を賜りたいと思います。

町民はよく知っておるかという話につきましては、それは温泉の方はそういうテレビがありますから、よく分かっておるんですけども、浜坂町よく分かってない。分かったら、それではどういうことになるのかという問題もありますから、これはいろんな意味で分かっていたくことはしておりますが、そうは言いながらも、合併協議会の重みもあるが、それ以外のことはすべて重みはないと言われると、またこれも私も辛いので、その辺を総合的に御理解を賜りたいというのが私の考え方でありますから、御理解を賜りたいと思っております。

○幸賀議長 田中委員。

○田中（董）委員 後からの提案を言われまして、るる浜坂町の状況等も話されました。私は当初申し上げましたように、今日までの過程の中には、やっぱり合併協議会でする審

議をしてきて、いろいろなそういう案件のごとに、特に町名あたりは5回、6回ごろから非常に困惑しまして、当時の議長が議長提案として、3号委員で一つ、この打開の糸口を見出してくれませんかというような中で、本当にこれも3号委員で座長、副座長を選出しまして、これらについても本当に真剣に論議をいたしました。しかしながら、3号委員の座長の当時報告があったと思いますけども、これはやはりこの合併に対する町名の一番大きな責任を持っておるのは、時の町長、2号委員さんではないかと。これらで十分論議をしてくださいよという中で、私はそういうことがあったというふうに認識しております。

そして、確かに1号、2号委員の皆さんがいろいろ論議をしまして、しかし結論が出ませんよという中で、確かに7回目か8回目だと思ったんですけど、ある委員さんが、このままでは打開策が見つからないと、1号、2号では無理なんだよと、どうだろう、皆さん、ここで一つ、やはり時の指導者である町長、両議長に町名の一任をしたらどうかというときに、本当に全会一致で皆さんが委任をしたんです。そういう時に、じゃあ、両町名が使われる場合は絶対に駄目だというようなことは一言も出なかった。何回もこのチャンスがあったんです。それから後に辞職をされるとか、会議に出られんとかというような中で混乱したんですけどね。

私は当初申し上げましたように、聞ける話と聞けん話がありますよと。合併協議会であるルールに従って議決をしてきたものが、いいですか、浜坂町の本当に血を吐く思いだと、それは確かにそうでしょう。だから、名前の変更をしてくださいと。ならこの場で、そういうことがもし万一、じゃあ、変更しましょう、聞きましょうというようなことになった場合は、温泉町はどうなるんですか。温泉町の町民、議会は大混乱ですよ。とんでもないことです。そういうことを先程、私が言いましたように、あなたの豊富な行政経験の中で、そういうことが実際本当に提案ができるんですかと。これは、私はとんでもないことだと思っております。だから、合併は相手がなかったらできません。相手の立場もやはり考えながら、自分のとこの立場と両方を考えて私は提案をされるべきだと思う。

そして、先程、町長は、じゃあ、名前を考えてくれ、庁舎の位置は白紙に戻すんだと、こういうことを言われました。じゃあ、これを論議して、実際3月30日に議会の議決が得られるのか、両町のですよ。10月1日なんていうようなことを決めておっても、それに合併できるのかと。だから、これはもう特例債を抜きにした話にならへんですか。じゃあ、60億の特例債、両町の町民に非常に生活に関連することは、これはそっちのけなんじゃないですか。それらはどういうふうに考えておられるんですか。こんだけ財政が苦し

い、財政が苦しいって言うておられる。先程、温泉町の岡田委員は合併の基本理念を言うておられた。だから、理念も何にもなくしての私はそういう提案じゃないかなあというふうに聞こえるんですけど、本当に町長、これは筋の通らない提案なんです。今まで何回もこのことにおいては本当に真剣に論議しておりますよ。それらを覆して、じゃあ、大混乱を起こすという中で、私はそんなことが、2町の信頼関係がこれからは築かれていくだろうか。とんでもないことです。これは、このただ今のあれは即座に提案を取りやめられる方が私は本当に2町の合併の進むべき道だと思いますので、一つ、その点についても。

○幸賀議長 陰山会長。

○陰山会長 田中委員のおっしゃることは本当によくわかるんですけども、私がそれに対して話をしておると、やはり我が町の中身の難しさというのが露呈されますから、本当は余り言いたくないんですけど、何遍も私がさっき田中要委員にもちょっと言って、失礼なことも吐いたんですけども、本当にこれは両町が合併をしなければならないという立場の中で論議をしていっておりますので、あの段階で、それは本当に合併協議会の重みはよくわかるんですけども、そうなったときには、お互いの決められた立場の方は最後の関門である議会に対しても、全員でなくてもいい訳ですから、理解を求めていくことが大事だということについて、当時私は一町民でございましたから、役場に何回も出てその話もした。個人的に若干気に入らんことがあっても、そこまで行きたらそこまで行くという一つのルールがあるんだからという話も、いろんなことをする中で、それなりに努力はしたと思うんですけども、それができなかつたというのが今日に、ただ、今、私がこうなつたということの以前の問題がある訳ですから、そういうことを、いろんなことを考えますと、どうしたら合併できるかということで、今の話を聞けば、浜坂町の一方的な意見ではないかと言われておるんですけども、それらを総合的に踏まえた中で御検討をいただきたいという思いでいっぱいでございます。

私が先ほども申し上げました庁舎の問題を一から考えましょうという問題も、そんなことができるかとおっしゃいまして、する気で頑張れば、それなりの道は開けていくというふうな気持ちは私は今持っておるんですけども、これは何とも言えませんが。そういうことで、最後の最後までできる努力をしていくようお願いを申し上げたいという思いでいっぱいでございます。

○幸賀議長 岡田委員。

○岡田委員 ちょっと私、以前のことを今思い浮かべておりました。合併の協定そのもの

は10月に行った訳ですが、この名称問題で、9月の中旬であったと思いますが、当然、浜坂の町長の方から再考をということがありましたが、それと同じ頃に、やはり浜坂の議会の議決がこのままでは得られにくいというお話がこの場に出されたと思っております。そうする中で、やはり十分議論をする上においては、浜坂の方の議会から合併協に対してでもその再考をというふうなことが出されないんですかというふうなことの発言をなさった方もおります。しかし、その結果においては、する必要ないというふうな形の中であったのか、一向に出てこなんだ。こういうやはり合併協においても、聞く耳も持たなきゃいけないという姿勢も持ちながら協議をしてきたと。そういう経過を会長は御存じでしょうか。

少なくともここの中では、浜坂の議会の方がこのままで置くと名称の問題が災いして、どうしても議決に持っていきにくいというふうな声が出る中で、それならば、やはりここで正式にそういうものの協議をする前段として、浜坂の議会の方からのそういう要請というものを出されて、その上で協議をしたらというふうなことを申し上げた。そういう、私が言ったわけじゃないんですが、ほかの委員の方から言われた。ところが、一向にそのようなことがこのテーブルに上がるということにはなかった。これが本当に真剣に取り組んでおる状況であろうかどうかということも、疑問の一つとして感じます。その辺のところも会長の方は御存知だったでしょうか。

○幸賀議長 陰山会長。

○陰山会長 議会の方から、そういう意見をという話は漏れ聞いておりました。しかし、どういう形でそんな形になったらどうなっていったらどうするか、やめて町長の提案になったかというような詳しいことはよくわかりません。

○幸賀議長 岡田委員。

○岡田委員 確かに大混乱を来されて、町長が辞められた。そのことについては、責任を何ぼかとられたという意味合いでありましょう。しかし、私は、やはり町長も、それから議会も一緒になってこの問題というのは取り組んでおる。そういうことからすれば、やはりどちらも真剣にそれに向かうべきじゃないかと、そのことを感じた訳です。今になって、そのことについてどやこや言ってみたってしゃあないかもわかりませんが、私は、そういうやはり一緒の方向に向かって真剣に取り組むという姿勢があれば、本日のこのような形にはなっていなかったでないかというふうに思います。

○幸賀議長 陰山会長。

○陰山会長 今、岡田委員さんがおっしゃる点については、私も全くそれは同感であります。その点が浜坂町側に欠けていたことが今日の原因をつくっておるということで、これは私たちの反省点でございます。

○幸賀議長 中井祥三委員。

○中井（祥）委員 私の最初の質問で、本来、浜坂議長にもお考え方を聞かせていただきたかった訳であります。と申し上げますのは、田中議長は当初からずっとこの協議会に出席をされておられて、先程から、あるいはこれまでからる皆さん方が申し上げておることに対しては十二分に御承知のはずですね。結果としては議会で否決になったということで、今のような状態が起きてきとる訳ですが、その経過でありますとか、そのようなものをどのように受けとめられておられるのか。この中で一遍お考え方を聞かせていただきたいなというように思います。

○幸賀議長 田中浜坂議長。

○田中副議長 お答えを申し上げたいと思います。

私は、御案内のとおり、町名が、第9回目でしたか、投票で決まりました。それで、それから2回欠席をさせていただきました。それから、あることがあって、また出てこいということで一遍出させていただきました。それはさておきまして、私が例えば批判されておりますことを一つ私の言い分を申し上げたいのは、私の町では、温泉町は否定されておる訳ですけれども、温泉町がどうやら皆さんが統一的な意見をおっしゃるということで、浜坂町も遅ればせながら浜坂町の合併協の委員10人で一度下打ち合わせをしようということで、3回目ぐらいでしたか、それくらいからずっとやってきました。

その中で、いろいろ言いますと1時間でも2時間でもお話をしなきゃ完璧に皆さんに分かっていただけませんので、簡潔に言いますと、先程から言うように、誤解を生むかもしれないけれども、その中で結局新しい町名でいこうと、このことは合併協の打ち合わせの10人でずっと統一的にやっておりました。それで、それに従って私どもも合併協の10人で打ち合わせをするということに従いまして、議員の全員協議会でもそのことをずっと話し合ってきました。そういたしまして、おっしゃるように、これで温泉町と浜坂町とがともに競争してやっとなんじゃいけんということで、私どもの10人の委員の打ち合わせの中で、私のところの委員が、ここになったら両方の町長と議長とで一遍相談してみたらということでございましたので、御了解をいたしました。

そして、6月16日でしたか、その委員が発言されました。私どもが了解したニュアン

スよりも、当日になったらちょっと言われたことが違ったんですけど、大方ゆだねるって言われたんか、そこらは僕も正直な話は議事録見ておりませんのでわかりませんが、そういうことになってしましまして、それで、私は、採決をされることについて、採決をすると合併が難しくなるから、採決はどうでしょう、やめていただけませんかとか、いろんな意見は申しました。申しましたけれども、しましたら、先程から言われるように16対3になりました。それで、私は、議会と合併協で決めたことが無視された形になりましたので、これでは議会にも合併協の委員会にも責任が持てないと、申し訳ないという意味で辞表を出す結果になりました。そして、辞表を出して事務局におりますと、県会議員とか両方の町長さんが来られまして、そして是非、出席せえということで、委員会が中断になるということでは申しわけないということで出席いたしまして、私と小林君は浜坂議会から選出された委員ですから、議会にゆだねるということで相談して、結局おまえらはやめなさいと、そして補充も出さんと、そういうような経過でございます。

ですから、私も町長と一緒に、私どもは合併協の決め方について一つも異論を申すものではありません。ただ、私どもの合併協の委員会で申し上げたことと、それから全員協議会で申し合わせたことと違いますんでということでやめただけの話で、全く合併協に対して文句を言っつるつもりではない、ただ責任をとってやめたということでございます。

○幸賀議長 中井委員。

○中井（祥）委員 浜坂町の議長という立場で見識のある方なんで、当然、こういう協議会であるとか、あるいは議会での発言、議決というものがどのような重さのもので、どういう制約を受けるかということは十分御存知だと思うんです。その中で、再度こういう提案を会長である町長がされるということに対して、議長としての考え方を聞かせていただきたいというように思います。

○幸賀議長 田中議長。

○田中副議長 僕は、先程から陰山町長が言われておるとおりの気持ちでございます。合併協には大変決め方からいたしまして瑕疵はありませんし、合併協の決めたことに対する重みも十分感じております。感じておりますけれども、先程からずっと出ておるので、なかなか同じようなこと言うのは僕は嫌いな性分で、言わんと分かっていただけですので申し上げますと、要するに浜坂町の町長が浜坂町の議会の意思に反して決めたということから、結局、合併協で決めたことを浜坂町議会が否決したと。そのことで町長が責任をとってやめられたと。選挙で陰山町長は、新しい町名で合併協にお願いしたいと、そういう

ことで選挙を戦いました。片方の候補者は、前任者の中村町長の姿勢を踏襲するという
ことで選挙を戦った訳です。そこで、浜坂町としましては、結果的には新しい町名をと言
われた陰山氏が当選された。そのことも一つの民主主義を踏襲するならば、この一言も一
つは大きくやっぱり取り上げていただかならんと。私は、ある意味では合併協で決めた
ことが、ある町でもある町でも否決されるということは、最終的には民意、やっぱり議会
に決められるという、過ぎたとは言いませんけど、過ぎたるを補うのは議会であると、住
民の代表の議会であると、こういう制度になっておるもので、僕は、浜坂の議会で否決さ
れたことを批判されたりやすことはちょっとお門違いかなあと感じております。ですか
ら、合併協で決められたことに私は別に腹も立てておりません。ただ、浜坂町の意味に反
した決め方をされたので、浜坂町議会として責任がとれなんだということでやめたとい
うことを先程も申し上げております。そのようなことでございまして、陰山町長が冒頭にも
言われたことと私の考えとは全く相違ありません。以上です。

○幸賀議長 田中董委員。

○田中（董）委員 議長さん、これお聞きをしてというんか、私は、議長として浜坂の議
会としての対応というものを伺いたいんですけどね。さっきあなたの言っておられたのは、
別に合併協議会には瑕疵がないと、合併協議会の決めたことには異論がないと。しかし、
浜坂町の当時の町長さんですか、この名前の決め方において浜坂町の議会の意に反したと
いうようなことで、否決をしたんだと言われるんですけど、私たちは一般常識で議会から
も委員が出ていただいておられる。それらを踏まえて、今の、釈迦に説法ということもあ
るんですけど、議会制民主主義というものは、じゃあ、そのときの協議会で多数決で決定
をされたということは、私は非常に大きな重みと、やっぱり決定の意思というものは尊重
せないかと思うんですけど、そうじゃないんだと。私たちの思いのとおり町長がしな
かったから、浜坂町は、合併協議会に瑕疵はないけども、反対するんだという、どうもそ
こがどうしても私に分らないところがあるんです。だから、今の民主主義というものは
そういうものではないと。仮に温泉町の議会で16名おられて、12名が賛成であって、
あとの4名が反対であると。しかし、一たん議決をしたものは、その町の意味としてやは
り反対した人も皆さんもそれに従うというのがルールだと思うんですけど、今、話を聞い
ておりまして、私はどうもそこらが分らないところがあるんです。これについて一つよく分
かるように説明したってください。

○幸賀議長 再度、田中浜坂議長。

○田中副議長 合併協で決まったことについては、要するに民主主義ですから多数決で、合併協議会の場合は全員が承諾するか、最低限3分の2ということが一つの決め方の基本になってますわね。議会だったら多数決ですから、私どもは要するに議会における場合は、議会の多数決に従うという、議員として2つの鑑札を持つとる訳ですね。合併協に出たら合併協の議論をすると。同時に帰りましたら浜坂町の議会の議員の多数決に従うというのが、これが民主主義の基本ですわね。そういうことからして理解していただきたいと、こう思っております。ですから、ここについては瑕疵がありませんと。だから、私どもは、浜坂町の議会で決めたことについて、そしてそれに従うと。ですから、当然、議会で否決がされた訳ですから、お願いしとる訳です。だから、町長と一緒に座を低うしてもうお願いするしか私どものとる道はないと。ですから、今日は、もう質問以外は意見は控えさせていただくつもりでしたけれども、是非、発言を求められてするとなると、こういうことも言わないけん。

○幸賀議長 どうぞ。

○田中（董）委員 いや、議長さん、私の言っておるのは、合併協議会に瑕疵はない、そこでルールが決定になりましたよと。しかし、今言っておられる浜坂町の議会で否決になるというか、議会はそうじゃないんだというんじゃないで、大きなルールというものはそういうものではないでしょうかということをおっしゃるのであって、今のは何か答弁は全く私の質問には答えが返っていないように私は思うんです。だから、その本当の質問の趣旨をきちっと押さえていただいていたの答弁でなかったら、今の答弁では私は理解がつかないと。だから、議会制民主主義というものはこういうことじゃないでしょうかということをお尋ねしておるんですけどね、そういうことなんです。

○幸賀議長 田中議長、もう1回。

○田中副議長 ですから、合併協では私は瑕疵がないと申し上げとりますのは、もちろん瑕疵がありませんもん。だけど、私どもが議会で決めるのも瑕疵が一つもある訳ではない。民主主義ですから、浜坂町がこうやって決めるのも批判されることもありませんし、もう一つ、先程言いましたように、浜坂町では町長が町名の問題について、やめられて、その後で選挙があつて、浜坂町の民意を大事にさせていただくことも考えてほしいということで町長がお願いしとることについて、何か物すごく罪悪みたいにおっしゃつとりますけども、整理をしようと思ったら、決めたことは決めたことであるけども、一つ御理解をお願いしたいということですから、御理解ができんというんならばいたし方ないじゃな

いでしょうか、これは。これもうどうしようもないでしょう。

○幸賀議長 引き続き、その他ございませんかな。

それでは、ここで暫時休憩いたします。4時まで。

〔休 憩〕

○幸賀議長 引き続き会議を再開いたします。

審議中の案件につきましては、案ではございませんけども、御提言につきましては、最重要課題でありますので、必要とあらば夜を徹してでも審議を申し上げたいとは思いますが、委員各位におかれましても、傍聴いただいております町民皆様にも、それぞれに御予定があらうかと思っておりますので、ここで一応の時間の設定をさせていただきます。最大限4時半までということで、御審議に御協力をいただきたいと思っております。

田中委員。

○田中（董）委員 浜坂町長にお聞きするんですけどね、これは選挙前に新聞報道で言うておられることですので、先程、言うておられた意味はどうであれ、私は新聞報道が正確だと思ってお聞きする訳なんですけど。町名の名称の経過に至った過程の不透明さを言うておられると。どの点に不透明なところがあったのか、私はお聞きしたいと。また、ある時には、結果よりも経過が大切なのに、名称を決める過程が分かりにくいと、対話が欠けていたと混乱の原因を指摘されておられる。そして、新しい名称での合併を推進するとの立場を示しておられると。これらについて、どこが不透明であったのか、どこが結果よりも経過が大切なのか、その点について一つ明快な説明をしてください。

○幸賀議長 陰山会長。

○陰山会長 今、思い出す点で、先程、議論になっておりましたが、1点は、町長、議長にお任せするとなったときの話が、そこから町名の問題が具体的に動いたんではないかなと私は思っておるんですけども、その時の解釈が、町長、議長に全面的にどんな名前になろうと任せたんだという話と、そうではない、一つの案を示して、そこからまた新たに論議をするんだという話の解釈が食い違っていたように私は聞きました。その点が不透明という面もあるんじゃないかなという思いがいたしております。

経過が大切というのは、先程、岡田委員にも申し上げましたけれども、本当にこの経過の中でいろいろと思いますときに、これはさっき言ったように温泉町側に問題があるんじゃないんですけど、どうもお聞きする段階では、浜坂町側では事前に皆さんできちっとした意見統一をされながら会議に臨んだ、その場合もあったかもしれませんが、その辺がき

ちっとした体制で話が進んだんだろうかどうかというようなことを考えると、あの当時の浜坂町政のあり方を見ると、少しその辺に経過の大切なところが若干欠けていたんじゃないかなという思いがして、そのようなことを申し上げておりました。

○幸賀議長 田中委員。

○田中（董）委員 今まで経過については、るる説明をしました。確かに3号委員に一任をされて、そして3号委員も何回も会議を持って、やはり、先程言いました結論は、合併というものは是非必要だと、これはやらなければいけないという確認のもとに、当時の座長が、先程、私が言いましたように、これの大きなウエートを持っておるのは1号と2号の委員さんですよと、だからここでしっかり詰めてくださいという中で会議を持たれて、しかし、やはり結論が出なかったという中で、ある委員さんが、このままでは結論が出ないよと。先程言いました、これは名称を決めるのは、1号、2号の町長、議長に一任したらどうだと言われまして、その時に全員が賛成で異議がなかったんですよ。だから、私も先ほど言いましたように、その時に両町の町名を使うならば異議があるというようなことを言っておられるならば分かるけども、一任をしますと言って、あの時には全員が異議がなかったと思います。あの経過を踏まえた中で、後から実際浜坂町では内部ではいろいろとこれはいけないということをおられたと言いますが、この合併協議会の中では、私たちはルールに従ってきちっと議決をしたというふうに思っております。だから、あなたの経過が分からんというような、不透明だというようなところは私はないというふうに思っております。私たちが勘ぐりますならば、これは一つの会議のルールに沿った決定をされたことを、後から浜坂町の方がこういうことの中で合併協議を遅らせたというふうに私は思っておりますよ。だから、そういう認識があなた方にないということに問題があるんですよ、違いますか。それは何遍も私が言いましたように、行政の経験豊富なあなたと言われる発言ではないというふうに思うから、こういうことを申し上げておるんですよ。

そして、もう一つ言っておられました、経過が大切であると、温泉町側はないんだけど、浜坂町の意見の統一ができていないと。それらをこの協議会の中に言われることはちょっとおかしいじゃないですか。私は納得できない。それを浜坂町でしっかりと詰められたらいい問題を、そういうことをここに、統一ができたらなんだからこうだというような意見は私は通らないと思うんですけどね、どうでしょう。私の言ってることが違っておりますか、ちょっと答弁してください。

○幸賀議長 陰山会長。

○陰山会長 経過が余り大切だと言ったのは、中身は何かという御質問をされるから、それは今言われたところは間違いないでしょうけども、浜坂町の中でのそういう経過がちょっと理解できないところがあったんじゃないかという話をしましたという話をしておるので、そういう話がなかったら私もそこまでは、この場で何回も何回も申し上げておりますが、浜坂町の問題というのをこの場で余り言うのはよくないということで考えておったんですが、その点御理解を賜っておきたいと思います。

そこらの関係を総合的に見て、何回も何回も言いますが、こういう温泉町さん側の方はきちっとしておられる、浜坂町だってきちっとはしてるんですけど、その辺の体制づくりというのが今日の、言ってみて、どなたも、それでは温泉町の名前が浜坂町の委員がいいと思われた訳じゃない訳ですが、そこらで、どこかでどうなったのかなということが私の方ではあの資料を見てもよく分からない、どう見てもよく分からない。それから、ずっと調べておると、やはり町長、議長の話し合いの中でこう決まりましたからというところから事が動いたような感じがしましたので、それならば、その点についてももう少しお互いの、温泉町側の委員、浜坂町側の委員というか、そこらで認識が多少違っていたようなところがあるやに思えてならないということを申し上げておるといことでありますので、どうか御理解を賜っておきたいなと思います。

○幸賀議長 本日、特に浜坂の方から3名の方の新しく委員につかれたお方がおられます。もし御発言がありましたら、お受けしたいと思えますけれども、ございませんか。

岡坂委員。

○岡坂委員 本日、初めて参加させていただきました。傍聴は常にさせていただいております。岡坂でございます。今までは本当に貴重な御意見等、過去の経緯等いろいろ御説明、また御意見等もございました。本日、陰山新町長も、過去の経緯はどこにあろうとも、何としても合併という強い志で私は本日ここに臨んだんではなかろうかと。かように私も陰山町長と同様の気持ちで、ここに本日出させていただきます。いろいろ意見の交わすうちには、何かどこかにそれはいささかの考え方、また捉え方、言い方等々があったらうかと思えますけれども、本日、これ以上、幸賀議長は4時半までと申し上げられましたけれども、やっぱり今、適當なる、妥当なる結論、意見というものはどうも出にくいじゃなかろうか。もし出ても、まとまりにくいだろうかなあというような私は感じがいたしますので、4時半といえども、今度、浜坂の方といたしましても、決して温泉町さんには瑕疵はないことも私も十二分に承知の上で、ただ、しかし、合併はどうしてもしなきゃならない

という強い意思でもって、我々も本日ここに臨んでおる訳でございますので、どうしてもこの合併は成就しなきゃならないということには変わりはありません。したがって、本日は、幸賀議長は30分という時間をお切りになりましたけれども、やはり私ども浜坂の10人の委員もこれから帰りまして、また頭を冷やして考え直して、お願いの仕方も考えて、そして再度、温泉町の皆さんには御苦労さんではございますけれども、改めてお願いと御協議をさせていただきたいというようなことで、私の個人的な意見でございますけれども、幸賀議長さん、本日のところはこの辺で一応ちょっと浜坂の意見調整する時間帯を与えていただきたいという意味でもって、大体この辺で浜坂の委員といたしましても、これ以上意見もございませんし、私の方からお願いを申し上げるところでございますけれども、お諮りいただけませんか。

○幸賀議長 それでは、ただいま岡坂委員の方からの御提言、御意見もございました。最大限4時半というお約束もいたしております関係上、重要な御提言でありますので、いろいろあろうかと思っておりますけれども、今日のこの場では一定の方向が困難だと判断されます。したがって、本日は、陰山町長の御提言につきましては、この辺で終わりとしていただきまして、次の会議についての御相談を申し上げたいと思います。

それでは、次の第17回の協議会の開催日程についてを議題として、御相談を申し上げたいと思います。

事務局長。

○阪本事務局長 第17回の協議会の開催についてを説明をさせていただきます。

この件につきましては、場所は浜坂町多目的集会施設ということで順番が決まっておりますけれども、日時につきましては、町長、議長との日程調整等をさせていただきまして、御案内をさせていただきたいというふうに思います。今の町長、議長の日程状況からいきますと、土日か、若しくは夜の会議になろうかと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。また、決まり次第、皆様方には御通知を申し上げておきたいと思います。1週間後になるか10日後になるか、そのぐらいなつもりで日程調整をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○幸賀議長 日程についての説明は終わりましたが、この件について何か御意見がありましたら承りたいと思います。

じゃあ、ないようでございますので、特に町長、議長の日程を勘案して事務当局の方に

調整をお願いしたいと思います。

ここで一つ御相談を申し上げたいと思います。次の会の議題としましては、今日の陰山町長による町名再考の議題が主な議題になろうかと思えます。したがって、いきなり全体会を行うのか、あるいはまたその前段として何かの事前の会を行った方がいいのかどうか、一つ御意見がございましたら承りたいと思います。

陰山会長。

○陰山会長 先程の私の答弁を考えながら、今日は皆さんにお願いをする予定で、心静めて申し上げなければならないのに、少し申し訳ない発言もさせていただいた点、本当に反省しております。失礼な点、田中要委員さん、どうぞお許しいただきますように、よろしくお願ひ申し上げます。

そういう中で、今、議長さんがお話しされましたんですが、先程から論議がありますように、どうしても3月までに結論を出していかなければならないという前提の中で、言うなれば調整会議のような、町長、議長あるいはその中でもう1人3号委員さんなりがお入りいただけるかどうか、そういう程度の少し少人数で論議をさせていただく場がいただけて、そしてそこで出た話等をまた皆様に御報告させていただいて、その決着点といいますか、そういうものを探っていくというようなことをさせていただいて御理解をいただけましたら大変ありがたいという思いでいっぱいありますので、私の方がこういうことを申し上げることはどうかなという思いもあるんですけど、皆様に御理解を賜りたいと思って提案をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○幸賀議長 ただいま会長からの一つの提言がありました。第17回の協議会を持つに当たっての前段の、名称は適当であるかわかりませんが、調整会議のようなものを持つことにどうなのか、再度お尋ねをしたいと思います。

岡田委員。

○岡田委員 岡田でございます。私は、今の提案について反対ということではございませんが、前回のように誤解を招くというふうなことがないようにしていただきたい。それは、前回は全会一致で決めたことがこのような形になってしまつとる。私は本当言つて、そういうことからすると、秘密会ということはずべきじゃない、それが基本であるというふうにしております。しかし、物事を少なくとも成就する段階として、じゃあ、大人数で協議して、時間のロスばっかしということでも具合が悪いということ、それからもう既に期間が限られておるといふふうな事の中で、本当に真剣な議論をやはりさせていただくって

いうことは、当局、1号委員、それから2号委員等が実際それで理解が得られる自信を持つのかどうかということをも真剣に考えた中で協議をしていただかなくては、一たん出されたものが、法定協で決議されてまでしとる中身に異論が出てくるというふうなことが私は実に不細工な姿だと思うし、民主的なルールとしては全く合致してないと思いますから、私は強いてそれこそ反対とまでは言いませんが、消極的な形でもやむを得んかなあという思いの一人でございます。

○幸賀議長 岡田委員の方から、過去の経緯を踏まえての大変重要な部分での御発言だと思いますので、ちょっとその辺に絞っての御意見をまとめたいと思いますので、引き続き御意見賜りたいと思います。

西脇委員。

○西脇委員 温泉町の西脇です。ただいま岡田委員からもありましたように、基本的には密室会議で物事が決まるということがあってはならないということは大前提であると思います。それから、事が今日、突然こういうその他の項ではありながら、重要な案件として提案され、いろいろと論議された訳でございますが、日にちがない中で、一つの今後の持っていく方を両町の町長、議長の辺での方向づけをするということであって、中身の突っ込んだ結論を出すということには問題ありというふうに思います。そういう次回、この協議会の持ち方をスムーズにするためにどのような、例えば温泉町の中井委員がおっしゃりました。今日、ここにビーフを出しても、本当にどうだでというような話もありました。これらを含めて、やっぱりその辺の進め方についてをお任せすることであって、突っ込んだ中身については一たん出されて、ここで論議が白熱するということでもどうかと思いますので、私も岡田委員のおっしゃったような辺で、ぜひその辺を進めていただきたらと思います。

○幸賀議長 もう少々意見をお聞きしたいと思います。どうぞ。ありませんか。

田中委員。

○田中（董）委員 先程、浜坂の町長さん言っておられた、町長、議長、ここらでしっかりと確かに詰めをしていただかねばいけません。そして、私は、今まで非常にこの件についてお世話というんか、いろいろ御苦労いただいた3号委員の浜坂・温泉で座長、副座長を務めていただいた方にもやはり加わっていただいて、こういうことを一つの方向性というんか、たたき台を決めていただくということは必要じゃないかなというふうに思いますが、これは私の提言であります。

○幸賀議長 そのほかございませんかな。

それでは、ないようでございます。ただいままでに出されました意見、重ねて当職の方で申し上げますと、基本的には町長、議長、それからそれにかねて3号委員の座長、副座長として御苦労いただいたお二方を加えてという具体的な御提案がありました。もう一つは、密室というような疑惑等を生じさせないように、これはどういう形になるかは別として、公開といいますか、そういった持ち方に工夫をして会を持つことなら、これは必要ではなかろうかという御意見と集約させていただきたいんですが、そういう解釈でよろしいでしょうか。

今、申しあげました中に、大事な部分だとは思いますが、公開ということは理念的には極めて大事ではありますけれども、技術的に非常に難しいという、特に町長の御判断があるようであります。したがって、公開という形のお約束はできかねるということをお願いしておきたいと思っております。

それでは、次回17回の全体会を持つまでに、可能であれば、御意見いただきましたようなメンバーでの調整会議といいますか、前段での会議を検討したいというお約束をさせていただきたいと思っております。

会長。

○陰山会長 私ばかり物を言って申し訳ないんですけど、先程、岡田委員さんでしたか、言われました、田中委員さんも言われたんですけども。本当にこれまでの経過を見ますと、密室会議ではないにしても、約束した話が守れないということで、今日の今の話に伝わっておるということを考えますならば、今後の代表者会議というのは公開、非公開を問わず、十分に論議をする。そして、先程話がありましたが、最後の最後までするなという話もあったんですが、できて、ここまでの話はお互いの合意事項にしましょうということに決まりました点は、やはり寄った皆さんが大きく責任を持って、お互いの委員さんなり議会の方に了解をいただくということは、もうそこでどうなるかわかりませんというような話しとったんでは話にならないというふうに思っておりますから、これは馬場町長さんの話じゃなしに、言われておるのは浜坂町の問題だと思っておりますから、私は、ここではっきりとその点は絶対にしないということを約束させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。約束をしたことは守るという意味ですわね。そこで何が、だから、難しい話で決まりそうのないことを安易にして、後から問題が起こるというようなことをしてはならないという意味も含めて、決まったことについてはそういうことのないようにしま

すということでもありますから、御理解ください。

○幸賀議長 西脇委員。

○西脇委員 西脇です。確認ですが、先程、田中委員から3号委員を、座長、副座長を務めていただいた方を入れた方がいいじゃないかということを提案がありまして、これは当局としての方針を示していただきたいと思います。ぜひ入れてほしいと要望します。

○幸賀議長 じゃあ、重ねて会長。

○陰山会長 私の方は、特にそれは、むしろ望むところでありまして、町長、議長、3号委員の代表……（発言する者あり）3号は、だから温泉、浜坂1人ずつで、3人ずつで6名と……（発言する者あり）はい、それで結構でございます。ありがたいと思っております。

○幸賀議長 時間が参りましたが、特に御意見がございましたらお受けしたいと思いますが、ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○幸賀議長 それでは、今日、予定をしました案件、さらにはその他の項で浜坂町長より御提言もありました、このいわば世紀の大課題につきまして、皆さんが御心配の中、4カ月ぶりの会議でありました。いろいろな思いの中で、終始一貫冷静に議題に応じていただきましたことを心からお礼申し上げたいと思います。

次の会議を、御相談申し上げましたとおり、日にちはまだ決定いたしてはおりませんが、2月の近い時期にということでも、2月の近い時期にということでも予定させていただきました。

本当に本日は、慎重審議まことにありがとうございました。

続きまして、副会長の方より閉会の挨拶をお願いしたいと思います。

○馬場副会長 それでは、4カ月ぶりの浜坂町・温泉町の合併協議会、大変長時間にわたって議論いただきまして、ありがとうございました。また、傍聴の皆様方も、本当に長時間にわたってお疲れであったと思います。

実は合併協議が調って、調印式で井戸知事が歌を詠まれました。私は、この歌をよく最近使わせていただいているんですが、「浜風と紅葉彩る海山に、思愛深め築きあげなん」、まさにこの思いでこの合併の成就に向けて精いっぱい頑張っていく必要があると思っております。日本人の心といいますものは、従来から和を持って貴しとなす、そこにやはりたどり着かなければならないというふうに思っております。

蛇足でございますが、本日はサッカーワールドカップの大切な試合もございます。どう

かその試合をご覧いただく中で、また、ゆったりとした気持ちを持つ中で、今日までの議論というものを決して無駄にしない、そういう結論をぜひとも導かせていただきたいと思います。もうもうでございます。本日は、まことにありがとうございました。

○幸賀議長 それでは、以上をもちまして第16回の協議会を閉会といたします。ありがとうございました。